

北広島町避難行動要支援者管理システム導入業務  
公募型プロポーザル実施要領

北広島町避難行動要支援者管理システム導入業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関する詳細は次のとおりである。

なお、企画提案書の提出は、書面により行うこととする。

1 業務概要

- (1) 業務名 北広島町避難行動要支援者管理システム導入業務
- (2) 業務内容 別紙1 北広島町避難行動要支援者管理システム導入業務仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月15日まで

2 提案上限額

- (1) システム構築費  
6,490,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
※ システム構築費は単年度一括契約とし、保守管理費については、令和6年度から5年間の長期継続契約を締結する。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために、「北広島町避難行動要支援者管理システム導入業務受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

5 参加資格

プロポーザルへの参加資格者は、法人格を有する団体で、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 北広島町入札参加資格者名簿に、参加申込書（様式第1号）の提出期限（令和5年12月1日（金））までに登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者。
- (3) 参加申込書の提出期限の日から契約締結の日までの期間において、北広島町の指名除外措置を受けていない者。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は北広島町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 過去に、2件以上の地方公共団体における避難行動要支援者管理システムの導入実績を有していること。

## 6 プロポーザルのスケジュール

内容	日程（期限）	備考
公募開始	令和5年11月16日（木）	
閲覧期間	令和5年11月16日（木）から 令和5年12月19日（火）まで	閲覧場所：北広島町役場 本庁危機管理課及び北広島町ホームページ
質問受付期限	令和5年11月22日（水） 午後5時まで	提出方法：電子メール
質問回答期限	令和5年11月28日（火）	回答方法：北広島町ホームページ
参加申込書の提出期限	令和5年12月1日（金） 午後5時まで	提出方法：持参又は郵送
参加承認通知	令和5年12月5日（火）	通知方法：電子メール及び郵送
企画提案書、見積書の提出期限	令和5年12月12日（火） 午後5時まで	提出方法：持参又は郵送
プレゼンテーション審査	令和5年12月19日（火）	北広島町役場本庁202会議室
審査結果の通知	令和5年12月22日（金）	通知方法：郵送

## 7 プロポーザル図書の閲覧及び入手方法

### (1) 閲覧期間

令和5年11月16日（木）から令和5年12月19日（火）までとする。ただし、北広島町役場本庁危機管理課の閲覧は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

### (2) 閲覧場所

北広島町役場本庁危機管理課及び北広島町ホームページ

(3) 図書の入手方法

北広島町ホームページからダウンロードすること。

8 質問受付及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルについての質問は、質問書（様式第6号）に必要事項を記入のうえ、電子メールで提出する。送付の際の電子メールの件名は、「北広島町避難行動要支援者管理システム導入業務に関する質問」とする。

なお、電子メール以外（電話、窓口訪問など）での質問は受け付けない。

(2) 提出先

「14 書類提出及び問い合わせ先」に提出すること。

(3) 質問受付期限

令和5年11月22日（水）午後5時まで

※期限を過ぎた質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問受付期限までに提出されたの質問の回答は、令和5年11月28日（火）までに本町ホームページにて回答する。

なお、期限を過ぎたもの及び本プロポーザルに係る質問以外は回答しない。

また、質疑を行った参加者名は公開しない。

9 プロポーザルへの参加申込書の提出（資格審査）及び参加承認通知

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記のとおり提出すること。なお、提出期限を過ぎたものは受け付けない。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要説明書（様式第2号）

※会社概要等紹介のパンフレットが提供できる場合は併せて提出すること。

ウ 同類・類似業務実績書（様式第3号）

エ 最新決算年度の財務諸表（写し可。貸借対照表及び損益計算書。）

オ 地方税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

カ 登記事項証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

キ 印鑑証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

※北広島町競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、カ及びキの提出は不要。

(2) 提出先及び提出方法

ア 「14 書類提出及び問い合わせ先」に持参または郵送で提出すること。

イ 持参の場合は、開庁日の8時30分から17時までとし、郵送の場合は、配達

証明付きの簡易書留に限るものとし、提出期限必着とする。

(3) 提出期限

令和5年12月1日（金）午後5時まで

(4) 参加承認

ア 参加資格の要件及び参加申込に係る書類の確認後、プロポーザルへの参加の認否を令和5年12月5日（火）までに電子メール及び文書にて通知する。

イ 参加資格の要件を満たさないとき及び提出書類に不備があるとき、記載すべき事項が記載されていないときは不承認とする。

なお、参加申込後、参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限（令和5年12月12日）までに参加辞退届（様式第7号）を提出すること。これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

10 企画提案書等の提出手続き

プロポーザルへの参加承認を受けた事業者は、下記のとおり提出すること。なお、1社1提案とし、提出後の提出書類の加除・修正は認めない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第4号）

イ 企画提案書（様式任意）

ウ 同類・類似業務実績書（様式第3号）

※参加申込書に添付したものと同様とする。

エ 工程表（様式任意）

オ 経費見積書（様式第5号）及び積算根拠資料（様式任意）

カ システム機能要件一覧表（別紙2）

(2) 提出先及び提出方法

ア 「14 書類提出及び問い合わせ先」に持参又は郵送で提出すること。

イ 持参の場合は、開庁日の8時30分から17時までとし、郵送の場合は、配達証明付きの簡易書留に限るものとし、提出期限必着とする。

(3) 提出期限

令和5年12月12日（火）午後5時まで

(4) 作成方法

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

ア 日本工業規格A4を用いて作成すること。

イ 企画提案書は、仕様書に基づき企画提案書作成要項（別紙3）に従い作成すること。

ウ 見積書は、仕様書に基づき、見積書作成要項（別紙4）に従い、「経費見積書」

(様式第5号)に、その積算根拠資料(様式任意)添付し提出すること。

エ システム機能要件一覧表(別紙2)は、「対応」欄に○(パッケージで対応可能)、△(カスタマイズで可能)、×(対応不可)のいずれかをつけて提出すること。また、「×」の場合には、提案書に代替案を記載のこと。

(5) 提出部数

6部(正本1部、副本5部)

11 プレゼンテーション及び審査

(1) 審査の実施

ア 実施日

令和5年12月19日(火)

イ 順番については、参加申込書の提出順とし、開始時間等詳細については、参加承認通知の際に通知する。

ウ プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明を行い、システム機能は、必ず実機を用いて説明すること。

エ 審査を実施するにあたり、プロジェクター、スクリーンは、当町で準備する。その他については提案事業者で準備すること。なお、インターネットの使用は認めない。

オ 準備時間は15分程度とし、準備完了後プレゼンテーションを開始する。

(2) 審査方法

ア 企画提案書説明(15分)、実機説明(15分)、質疑応答(15分)に対して行う。

イ 企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員会において総合的に評価を行い、得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、次に高かったものを次点交渉権者として選定する。(ただし、審査の結果、最高評価得点数であっても6割以上の評価に満たない場合は、選定委員会が対応を検討する。)

(3) 評価項目

審査項目と配点内訳は、別紙5「プロポーザル審査基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

審査結果は提案者全員に文書で通知する。なお、審査結果については、自己の結果のみとし、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

12 契約の締結

審査結果に基づき選定した優先交渉権者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行ったうえで、北広島町財務規則(平成17年規則第47号)に基づき、随意契約に

より行う。その際の協議の結果、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、優先交渉権者と契約が成立しなかった場合には、次点交渉権者と協議を行い契約を締結する。

また、企画提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、委託予定業者として特定する。

### 13 その他

#### (1) 費用の負担

参加申込書及び企画提案書の作成等、プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。

#### (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 1者が複数の提案を行ったとき。

イ 見積金額が、提案上限額を超えたとき。

ウ 参加資格の要件を満たさないとき。

エ 所定の日時及び場所に参加申込書及び企画提案書の提出をしないとき。

オ 参加申込書及び企画提案書に付すべき書類が不足しているとき、記載すべき事項が記載されていないとき、また虚偽に内容が記載されているとき。

カ 選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をしたとき（プロポーザル実施要領に定める手続きは除く。）

キ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。

ク 北広島町の審査の結果、参加資格がないと認められるとき。

ケ その他、プロポーザル実施要領に違反すると認められるとき。

コ 指定した時間に遅れたとき（やむを得ない事情があった場合で、選定委員会で認めたときを除く）。

#### (4) その他

ア 参加事業者は、実施要領等の内容や決定事項について、異議申し立てをすることはできない。

イ 提出された書類は、審査目的以外に使用しない。

ウ 提出された書類は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属する。

オ プロポーザルの作成のために北広島町が提示した資料を本プロポーザルの企画提案以外で使用すること、第三者への開示・漏洩することを禁じる。また、プロポーザルにおいて知り得た本町の事業内容については守秘義務を課す。

- カ 本業務により得られた成果品及び全ての権利は、本町に帰属する。
- キ 提出された書類は返却しない。

14 書類提出及び問い合わせ先

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地

北広島町役場危機管理課

電話：050-5812-1819

メール：kikikanri@town.kitahiroshima.lg.jp